



医政経発 0624 第 4 号
薬食安発 0624 第 2 号
平成 25 年 6 月 24 日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬食品局安全対策課長
(公 印 省 略)

医療用医薬品への新バーコード表示に伴う J A N / I T F コード表示の終了について
(周知徹底及び注意喚起依頼)

医療用医薬品のバーコード表示については、平成 24 年 6 月 29 日付け医政経発 0629 第 2 号・薬食安発 0629 第 2 号厚生労働省医政局経済課長・医薬食品局安全対策課長連名通知「「医療用医薬品へのバーコード表示の実施要項」の一部改正について」(以下「二課長通知」という。)により示したとおり、平成 27 年 7 月(特段の事情のあるものは 28 年 7 月)以降製造販売業者から出荷される医療用医薬品については、すべての製品の調剤及び販売包装単位、特定生物由来製品及び生物由来製品の元梱包装単位*¹に新バーコード*²による表示が行われることとなり、併せて、現在、販売包装単位に新バーコードとともに併記されているいわゆる J A N コード*²及び元梱包装単位に併記されているいわゆる I T F コード*²が表示されなくなります。

二課長通知に基づく J A N コード又は I T F コードの併記が行われる期間については下記のとおりであり、その終了が近づいてきましたので、改めて貴管下の医療機関及び薬局等へ周知徹底をお願いするとともに、これらのバーコードを業務上利用している医療機関等にあっては、業務に混乱のないよう必要な対応が行われるよう注意喚起方よろしくお願いいたします。

記

1. 平成 25 年 9 月までの間は、販売包装単位に表示されている J A N コード及び元梱包装単位に表示されている I T F コードと新バーコードの併記を求めているが、平成 25 年 10 月以降の併記は任意となるため、新バーコードのみが表示され、J A N コードや I T F コードが表示されていない販売包装や元梱包装が順次出荷され始めること。

2. 平成 27 年 7 月（特段の事情があるものは平成 28 年 7 月）以降は、販売包装単位及び元梱包装単位への J A Nコード及び I T Fコードを表示しないこととしており、以降は J A Nコード及び I T Fコードが表示されている販売包装及び元梱包装は出荷されないこと。

（＊ 1）包装単位：以下の 3 段階の包装単位がある。

- ・調剤包装単位（PTP 包装シート、バイアル等）
- ・販売包装単位（PTP 包装シートを 100 枚収納した箱等）
- ・元梱包装単位（段ボール箱）

（＊ 2）新バーコード：日本工業規格 X0509 に規定する GS1 データバー

又は日本工業規格 X0504 に規定するコード 128

J A Nコード：日本工業規格 X0507 に規定するバーコード

I T Fコード：日本工業規格 X0502 に規定するバーコード

参考：本通知発出時点でのバーコード表示例

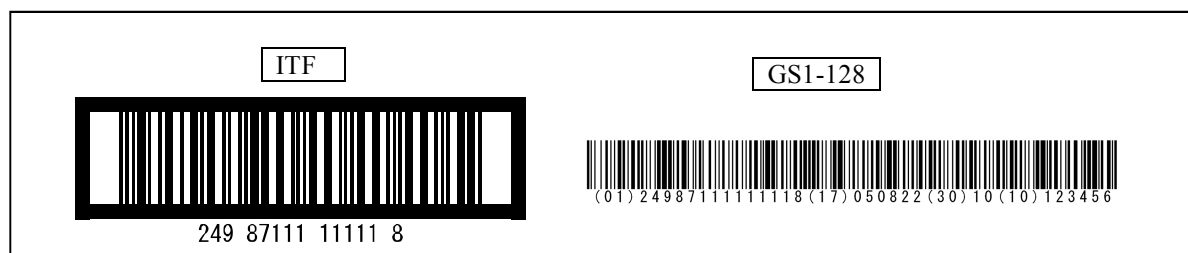
1. 販売包装単位（左側：J A Nコード、右側：新バーコード。J A Nコードの表示が終了）



注：図中 GS1 との記載は GS1 データバーを意味する。

なお、上段の表示例は GS1 データバー限定型、下段の表示例は GS1 データバー限定型合成シンボル CC-A である。

2. 元梱包装単位（左側：I T Fコード、右側：新バーコード。I T Fコードの表示が終了）



注：図中 GS1-128 との記載はコード 128 を意味する。



医政経発 0624 第 5 号
薬食安発 0624 第 3 号
平成 25 年 6 月 24 日

(別記) 殿

厚生労働省医政局経済課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬食品局安全対策課長
(公 印 省 略)

医療用医薬品への新バーコード表示に伴う J A N / I T F コード表示の終了について

医療用医薬品のバーコード表示については、平成 24 年 6 月 29 日付け医政経発 0629 第 3 号・薬食安発 0629 第 3 号厚生労働省医政局経済課長・医薬食品局安全対策課長連名通知「「医療用医薬品へのバーコード表示の実施要項」の一部改正について」(以下「二課長通知」という。)により通知しています。

二課長通知に基づき、販売包装単位に表示されているいわゆる J A N コード及び元梱包装単位に表示されているいわゆる I T F コードの表示が必要な期間の終了が近づいてきたことから、改めて注意喚起するため、別添のとおり地方公共団体に通知いたしましたので、貴会におかれましても、関係者への周知徹底及び注意喚起方よろしくお願いいたします。

(別 記)

公益社団法人 日本医師会 会長
公益社団法人 日本歯科医師会 会長
公益社団法人 日本薬剤師会 会長
一般社団法人 日本病院薬剤師会 会長
公益社団法人 日本看護協会 会長
社団法人 日本助産師会 会長
公益社団法人 日本臨床工学技士会 会長

一般社団法人 日本医療法人協会 会長
社団法人 全日本病院協会 会長
公益社団法人 全国自治体病院協議会 会長
公益社団法人 日本精神科病院協会 会長
一般社団法人 日本病院会 会長
独立行政法人 国立病院機構 理事長
独立行政法人 労働者健康福祉機構 理事長

社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会 会長
一般社団法人 全国公私病院連盟 会長
社会福祉法人 恩賜財団済生会 会長
日本赤十字社 社長
国家公務員共済組合連合会 会長
社団法人 全国社会保険協会連合会 会長
財団法人 厚生年金事業振興団 理事長
社会福祉法人 北海道社会事業協会 会長
社団法人 地方公務員共済組合協議会 会長
全国厚生農業協同組合連合会 会長
健康保険組合連合会 会長
財団法人 船員保険会 会長

宮内庁長官官房秘書課長
法務省矯正局矯正医療管理官
文部科学省高等教育局医学教育課長
防衛省人事教育局衛生官
独立行政法人 国立印刷局病院運営担当部長

独立行政法人 国立国際医療研究センター 理事長
独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 理事長
独立行政法人 国立がん研究センター 理事長
独立行政法人 国立長寿医療研究センター 理事長
独立行政法人 国立成育医療研究センター 理事長
独立行政法人 国立循環器病研究センター 理事長

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会 会長
一般社団法人 日本ジェネリック医薬品販社協会 会長



医政経発 0624 第 6 号
薬食安発 0624 第 4 号
平成 25 年 6 月 24 日

日 本 製 薬 団 体 連 合 会 会 長
米国研究製薬工業協会在日技術委員会 代表
欧州製薬団体連合会技術小委員会 委員長
一般社団法人 日本産業・医療ガス協会 会長 殿

厚生労働省医政局経済課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬食品局安全対策課長
(公 印 省 略)

医療用医薬品への新バーコード表示に伴う J A N / I T F コード表示の終了について

医療用医薬品のバーコード表示については、平成 24 年 6 月 29 日付け医政経発 0629 第 1 号・薬食安発 0629 第 1 号厚生労働省医政局経済課長・医薬食品局安全対策課長連名通知「「医療用医薬品へのバーコード表示の実施要項」の一部改正について」（以下「二課長通知」という。）により通知しています。

二課長通知に基づき、販売包装単位に表示されているいわゆる J A N コード及び元梱包装単位に表示されているいわゆる I T F コードの表示が必要な期間の終了が近づいてきたことから、改めて注意喚起するため、別添のとおり地方公共団体に通知いたしましたので、貴会におかれましても、関係者への周知徹底及び注意喚起方よろしくお願いいたします。

また、二課長通知では、「販売包装単位及び元梱包装単位のうち必須表示以外のデータについては、新バーコード表示が可能な製造販売業者から表示の実施を順次進めること」としたので、表示の実施に改めてご協力願います。